

令和元年第6回野洲市議会定例会提出案件

1 補正予算 9件

□議第116号 令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）

①予算額

- ・補正前予算額 24,629,302千円
- ・補正額 115,394千円
- ・補正後予算額 24,744,696千円

②補正の概要

【歳入】

- ・障害者自立支援負担金の対象事業である介護給付費等の増額に伴う国庫負担金（47,044千円）及び県負担金（23,522千円）の増額
- ・障害児施設給付費等負担金の対象事業である障がい児給付費の増額に伴う国庫負担金（12,506千円）及び県負担金（6,253千円）の増額
- ・個人番号カード交付事務に伴う国庫補助金（2,847千円）の増額
- ・助産施設入所措置に伴う財源として国庫支出金（450千円）及び県支出金（225千円）の増額
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額（△20,000千円）
- ・市営住宅における「建物部分明渡・未払賃料等請求事件、保証債務履行請求事件」判決確定に伴う弁償金（905千円）の計上
- ・野洲文化ホールにおけるネーミングライツ契約締結に向けたネーミングライツ料（500千円）の計上

【歳出】

- ・障がい者介護給付費及び訓練等給付費等の支出見込に伴う給付費（94,089千円）の増額
- ・障がい児放課後等デイサービス事業等の支出見込に伴う障がい児給付費（25,012千円）の増額
- ・助産施設入所見込の増加に伴う助産施設入所措置費（900千円）の増額
- ・大阪湾広域処理場における平成30年台風第20号・第21号・第24号による被災に伴う災害復旧事業負担金（1,354千円）の計上
- ・日本損害保険協会からの軽消防自動車寄贈に伴う車両登録費用等（92千円）の計上
- ・2020東京オリンピック聖火リレー開催に伴う警備業務市町負担金（1,670千円）の計上

③債務負担行為

- ・野洲市みどりの基本条例計画策定に伴う債務負担行為の追加
（期間：令和元年度から令和2年度まで 限度額：9,000千円）

□議第 117 号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 4, 7 8 1, 5 4 6 千円
- ・ 補正額 1 7 2, 0 8 6 千円
- ・ 補正後予算額 4, 9 5 3, 6 3 2 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴う県支出金（171,000 千円）の増額
- ・ 人事異動等による職員給与費等繰入金の増額（845 千円）

【歳出】

- ・ 一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴う負担金（171,000 千円）の増額
- ・ 人事異動等による人件費の所要額を増額（845 千円）

□議第 118 号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 5 8 6, 8 4 6 千円
- ・ 補正額 Δ 5 5 7 千円
- ・ 補正後予算額 5 8 6, 2 8 9 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（ Δ 557 千円）

【歳出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を減額（ Δ 557 千円）

□議第 119 号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 4, 4 3 0, 2 0 4 千円
- ・ 補正額 1 4, 7 9 0 千円
- ・ 補正後予算額 4, 4 4 4, 9 9 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 介護予防サービス給付費等の増額に伴う国庫支出金（5,525 千円）、支払基金交付金（2,092 千円）、県支出金（2,762 千円）の増額

【歳出】

- ・ 介護予防サービス給付費見込量の変更に伴う増額（4,500 千円）

- ・高額医療合算介護サービス給付費見込量の変更に伴う増額（630 千円）

□議第 120 号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 31,754 千円
- ・補正額 1,078 千円
- ・補正後予算額 32,832 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として基金繰入金を増額（1,053 千円）

【歳出】

- ・合葬墓整備に伴うさくら墓園管理システム改修委託料の計上（999 千円）

□議第 121 号 令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 2,243,448 千円
- ・補正額 △3,900 千円
- ・補正後予算額 2,239,548 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・利率減に伴う借換債の減額（△3,900 千円）

【歳出】

- ・借換債利子確定に伴う不用額の減額（△3,902 千円）

□議第 122 号 令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 956,057 千円
- ・補正予算額 2,013 千円
- ・補正後予算額 958,070 千円

【資本的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 845,182 千円
- ・補正予算額 △907 千円
- ・補正後予算額 844,275 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を増額（2,013 千円）

【資本的支出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を減額（△907 千円）

□議第 123 号 令和元年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・ 現計予算額 1, 849, 649 千円
- ・ 補正予算額 △297 千円
- ・ 補正後予算額 1, 849, 352 千円

【資本的収入及び支出】

〔支出〕

- ・ 現計予算額 1, 186, 562 千円
- ・ 補正予算額 △161 千円
- ・ 補正後予算額 1, 186, 401 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を減額（△297 千円）

【資本的支出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を減額（△161 千円）

□議第 124 号 令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・ 現計予算額 2, 396, 885 千円
- ・ 補正予算額 0 千円
- ・ 補正後予算額 2, 396, 885 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・ 現計予算額 1, 077, 677 千円
- ・ 補正予算額 50, 000 千円
- ・ 補正後予算額 1, 127, 677 千円

〔支出〕

- ・ 現計予算額 407, 479 千円

- ・ 補正予算額 53,215千円
- ・ 補正後予算額 460,694千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・ 給与費と経費の精査による組替え補正

【資本的収入】

- ・ 病院事業債 (50,000 千円)

【資本的支出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を増額 (3,215 千円)
- ・ 機器備品購入費 (50,000 千円)

2 条例制定・改廃 12件

□議第 125 号 野洲市みどりの基本条例

合併前の旧野洲町、旧中主町が策定したものを継承した現在の「緑の基本計画」が令和2年度に計画の終期を迎えることから、野洲市としての「みどりの基本計画」を策定する必要があるため、基本条例を制定し、条例に当計画を規定するとともに本市におけるみどりの保全及び緑化の推進について基本理念のほか、市民及び事業者が果たすべき役割を定める。

施行日 公布の日

□議第 126 号 「西河原字上^{かみ}ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築基準法の規定に基づき、「西河原字上^{かみ}ダイ地区」地区計画の区域内における建築物について制限を設ける。

建築物の用途の制限	戸建て住居専用
建築物の容積率の最高限度	80%以下
建築物の建蔽率の最高限度	50%以下
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² 以上
建築物の高さの限度	10m以下

施行日 大津湖南都市計画「西河原字上^{かみ}ダイ地区」地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から施行

□議第 127 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長及

び教育長の期末手当について同様の改定を行う。

○野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・第1条 期末手当の引上げ（令和元年度） 1.675月→1.725月（12月）
- ・第2条 期末手当の期別間調整（令和2年度） 1.675月→1.70月（6月）
1.725月→1.70月（12月）

○野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・第3条 期末手当の引上げ（令和元年度） 1.675月→1.725月（12月）
- ・第4条 期末手当の期別間調整（令和2年度） 1.675月→1.70月（6月）
1.725月→1.70月（12月）

施行日 公布の日（ただし、第2条及び第4条は、令和2年4月1日）

□議第128号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料、勤勉手当、住居手当について、勧告に準じた改正を行う。

- ・第1条 勤勉手当の引上げ（令和元年度） 0.925月→0.975月（12月）
民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引上げ
大卒初任給は1,500円、高卒初任給は2,000円程度の引上げ
30歳代半ばまでの職員が在職する号給について、平均0.1%の改定
- ・第2条 住居手当の見直し 支給対象となる家賃額下限 12,000円→16,000円
手当の上限 27,000円→28,000円
勤勉手当の期別間調整（令和2年度） 0.925月→0.95月（6月）
0.975月→0.95月（12月）

施行日 公布の日（ただし、第2条は、令和2年4月1日）

□議第129号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行及びそれに伴う災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い所要の改正を行う。

- ・災害援護資金の貸付けを受けた者がやむを得ない理由により支払えなくなった場合の償還金の支払猶予の規定を新設
- ・市町村が償還金の支払い猶予、償還免除を判断するための調査権を新設

施行日 公布の日

□議第130号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、児童福祉法が改正されたことに伴い所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 131 号 野洲市改良住宅条例及び野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

改良住宅及び市営住宅の入居手続においては、入居の決定があった日から 10 日以内に、市長が適当と認める連帯保証人 1 名ないし 2 名の連署する請書を提出することとしているが、連帯保証人の確保困難を理由に入居ができない状況は、公営住宅の住宅困窮者に対し住居を提供するという本来の役割を果たせていないことから、連帯保証人制度を廃止する。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

□議第 132 号 野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例

野洲市墓地公園内に新たに合葬墓を整備するに当たり、必要な規定を加える改正を行う。

- ・ 永代使用墓所、合葬墓の定義を追加
- ・ 使用者の資格
- ・ 使用の許可
- ・ 生前登録（自身の焼骨の埋蔵を予約する。）
- ・ 使用料（金額は野洲市使用料条例に規定）

施行日 規則で定める日

□議第 133 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

開発行為に伴い帰属を受けた公園を野洲市地域ふれあい公園に追加する。

○小篠原上池田公園

野洲市小篠原1339番地 7 公園面積500.61㎡

施行日 公布の日

□議第 134 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和元年 10 月 1 日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、指定の有効期間が新たに定められ、従来の無期限から 5 年間に変更となり、有効期限内での更新手続が必要となるため、新たに更新手数料を条例で定める。

指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円



指定給水装置工事事業者指定新規手数料 10,000円

指定給水装置工事事業者指定更新手数料 8,000円（県内統一額）

施行日 公布の日

□議第 135 号 野洲市老人憩の家条例を廃止する条例

地域の高齢者の活動拠点として、旧中主町が地元負担と県補助を受けて 11 自治会に設置した野洲市老人憩の家については、令和 2 年 3 月 31 日で指定管理者の指定期間満了となることから、公共施設等総合管理計画に基づき検討した結果、指定管理者となっている 11 自治会へ無償譲渡することで合意し、平成 31 年 3 月 29 日に合意書を締結したため、関係条例を廃止する。

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

□議第 136 号 野洲市農業集落排水処理施設条例等を廃止する条例

農業集落排水事業については、令和 2 年 4 月 1 日に吉川地区処理施設の公共下水道への接続替えが完了し事業が終了となることから、条例の廃止と関連する条例の一部改正を行う。

○廃止→3 条例を廃止

- ・野洲市農業集落排水処理施設条例
- ・野洲市農業集落排水処理施設使用料条例
- ・野洲市農業集落排水事業分担金徴収条例

○一部改正→農業集落排水処理施設に関する文言等の削除

- ・野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例
- ・野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

3 その他 6 件

□議第 137 号 財産の譲与について

次の財産を譲与することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

(1) 譲与する財産

建物／八夫老人憩の家

所在地	建築年	構造	建築面積
野洲市八夫 1453 番	平成 11 年 2 月	木造 平屋	163.85 m ²

(2) 譲与する相手方

野洲市八夫 1520 番地

八夫自治会代表 自治会長

※譲与対象物件は、譲与時点において残存簿価（1,246,127 円）が見込まれるため無償譲渡に当たり議会の議決を求めるもの。

□議第 138 号 財産の譲与について

次の財産を譲与することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

(1) 譲与する財産

建物／北比江老人憩の家

所在地	建築年	構造	建築面積
野洲市北比江 49 番 3	平成 12 年 3 月	木造 平屋	64.98 m ²

(2) 譲与する相手方

野洲市北比江 86 番地

北比江自治会代表 自治会長

※譲与対象物件は、譲与時点において残存簿価（1,497,090 円）が見込まれるため無償譲渡に当たり議会の議決を求めるもの。

□議第 139 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

野洲市三上集楽センター

②指定管理者

三上自治会

③指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

□議第 140 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

菖蒲漁港／吉川港／吉川舟溜り

②指定管理者

中主漁業協同組合

③指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

□議第 141 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規

定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

野洲市野洲川河川公園

②指定管理者

特定非営利活動法人 Y A S U ほほえみクラブ

③指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

□議第 142 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

路 線 名	認 定 理 由
坊ノ前1号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
富波中島3号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
小篠原中央団地1号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
小篠原中央団地2号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
小篠原中央団地3号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定
小篠原中央団地4号線	開発により帰属を受けた公衆用道路を認定